

訂正告示

札幌市告示第 550 号

令和 4 年札幌市告示第 533 号の内容の訂正について、下記のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



1 役務名

札幌市乳幼児フォスタリング事業

2 訂正箇所

札幌市乳幼児フォスタリング事業仕様書「3 事業の実施体制」

3 訂正内容

(1) 訂正前

この事業は、里親リクルート担当職員(以下「里親リクルーター」という。)を2名以上、里親トレーニング担当職員(以下「里親トレーナー」という。)及び訪問等支援員を各1名以上配置し、その内1名を統括責任者として児童相談所へ定期的に又は随時に報告しながら実施すること。

(略)

(2) 訂正後

この事業は、里親トレーニング担当職員(以下「里親トレーナー」という。)を2名以上、里親リクルート担当職員(以下「里親リクルーター」という。)及び訪問等支援員を各1名以上配置し、その内1名を統括責任者として児童相談所へ定期的に又は随時に報告しながら実施すること。

(略)

4 担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1

札幌市子ども未来局児童相談所家庭支援課

電話(011)-622-8619